

**令和 5 年度
商標審査の質についての
ユーザー評価調査報告書**

**令和 5 年 10 月
特 許 庁**

目次

1. 調査の概要.....	2
(1) 背景.....	2
(2) 本調査の目的.....	2
(3) 調査方法.....	2
(4) 調査票.....	3
(5) 調査対象者.....	3
(6) 回答率.....	4
2. 集計結果.....	4
(1) 商標審査全般の質に関する調査の集計結果.....	4
①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について.....	4
②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について.....	6
③商標審査の質に関するコメントについて.....	12
④「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」の不満内容について...	13
⑤今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について.....	14
⑥商標五庁（TM5）との商標審査の質の比較について.....	15
3. 集計分析.....	17
(1) 分析手法.....	17
(2) 分析結果.....	17
4. 調査結果のまとめ.....	20
5. 今後のユーザー評価調査に向けて.....	21
(付録) 調査票.....	22

1. 調査の概要

(1) 背景

近年、企業活動や地域振興の場において、ブランドの重要性はますます高まっており、商標制度に関する世間一般の認知度が向上しているとともに、ブランド戦略を支える商標制度に対する期待も高まっています。このような状況下において、事業者による商標権の活用を通じて、商標が出所識別機能等の役割を発揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようにするためには、商標審査において、法令・商標審査基準等の指針のもと、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を推進していくことが重要です。このような認識のもと、特許庁は、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。品質ポリシーでは、6つの基本原則の1つとして「出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります」という原則を掲げています。

また、品質検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザーの声を品質管理施策に反映させるため、ユーザー評価調査を実施しています。

本報告書では、調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2) 本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、商標審査の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、商標審査の質の現状を把握するためのデータとして活用すると共に、今後の商標審査の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、商標審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

本調査は、商標審査において改善すべき点をユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて明らかにし、商標審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

(3) 調査方法

本調査は、令和4年度の商標審査全般の質について、オンラインアンケート形式で実施しました。

調査対象者には、オンラインアンケートに回答するためのパスワードを電子メール等により送付し、任意記名式（ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式）で調査を実施しました（回答受付期間：令和5年5月～6月）。

（４）調査票

以下の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

調査票：商標審査全般の質についての調査

なお、調査票における個別項目の内容に応じて、「満足／厳しい／広い」「比較的満足／やや厳しい／やや広い」「普通／同等」「比較的不満／やや厳しくない／やや狭い」「不満／厳しくない／狭い」の５段階評価、もしくは、「良くなっている」「変化していない」「悪くなっている」の３段階評価にて回答を依頼しました。

（５）調査対象者

調査対象者は、商標登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人が回答）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

表 1. 調査対象者の選定方法

項目		内容
調査対象者	内国出願人	令和３年度における、筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位 360 者と中小企業より抽出した 20 者の合計 380 者を対象として実施する。
	在外出願人	令和３年度における、筆頭出願人（在外出願人）としての商標登録出願件数上位 40 者を対象として実施する。
調査対象者数		合計 420 者

(6) 回答率

表2は、調査票の回答率を示したものです。全体の回答率は83.8%、全体の回答に占める無記名での回答の割合は43.2%でした。

表2. 調査票の回答結果(括弧内は昨年度)

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	380	40	－	420 (420)
アンケート回答件数	179	21	152	352 (379)
回答率	47.1%	52.5%	－	83.8% (90.2%)

2. 集計結果

(1) 商標審査全般の質に関する調査の集計結果¹

①商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

表3及び図1は、商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）の割合の経年変化を示したものです。また表4及び図2は、過去1年の傾向についての評価の割合の経年変化を示したものです。

商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は93.5%（昨年度調査では91.3%）であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた上位評価割合は52.0%（同49.3%）を示しました。

最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなってきている」の評価が21.9%（同19.4%）の割合を示しました。

昨年度と比較すると、商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）においては、「満足」または「比較的満足」の肯定的な回答の割合が増加するとともに、「比較的不満」の否定的な回答の割合は減少しています。最近（1年程度）の審査の質全般の印象の変化については、「良くなってきている」の肯定的な回答の割合が増加するとともに、「悪くなってきている」の否定的な回答の割合は減少しています。

¹本報告書内では、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計しました。

表 3. 全体評価

5段階評価	回答数	割合	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度
満足	40	11.4%	9.2%	8.4%	6.9%	5.0%	8.0%	5.6%	6.7%	5.6%
比較的満足	143	40.6%	40.1%	41.5%	40.8%	37.2%	39.7%	42.7%	43.8%	42.1%
普通	146	41.5%	42.0%	41.8%	43.6%	48.0%	45.3%	44.5%	43.5%	38.3%
比較的不満	22	6.3%	8.4%	7.8%	8.1%	9.0%	6.7%	6.4%	4.6%	11.7%
不満	1	0.3%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	0.3%	0.8%	1.5%	2.3%
合計	352	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

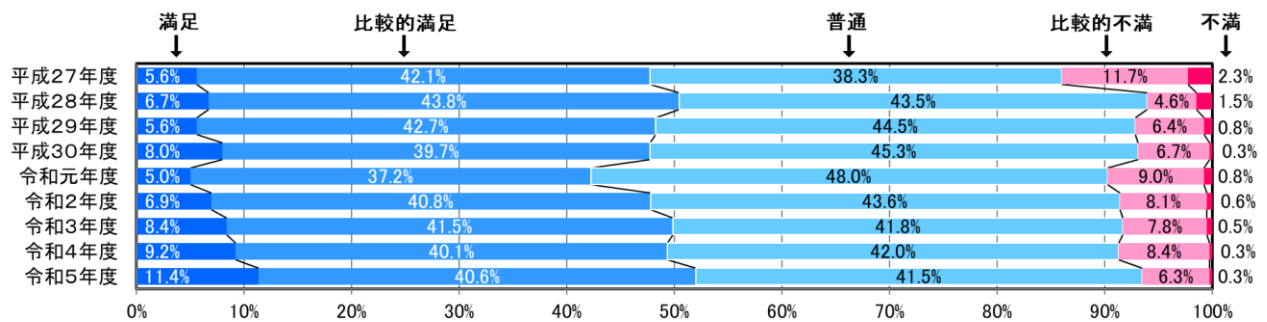


図 1. 全体評価の割合

表 4. 最近の傾向(1年間)

3段階評価	回答数	割合	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度
良くなってきている	72	21.9%	19.4%	15.3%	17.1%	18.9%	23.9%	25.0%	24.0%	22.5%
変化していない	231	70.2%	72.4%	77.6%	74.9%	71.7%	70.4%	69.1%	70.5%	69.4%
悪くなってきている	26	7.9%	8.2%	7.1%	8.1%	9.3%	5.7%	5.9%	5.5%	8.1%
合計	329	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

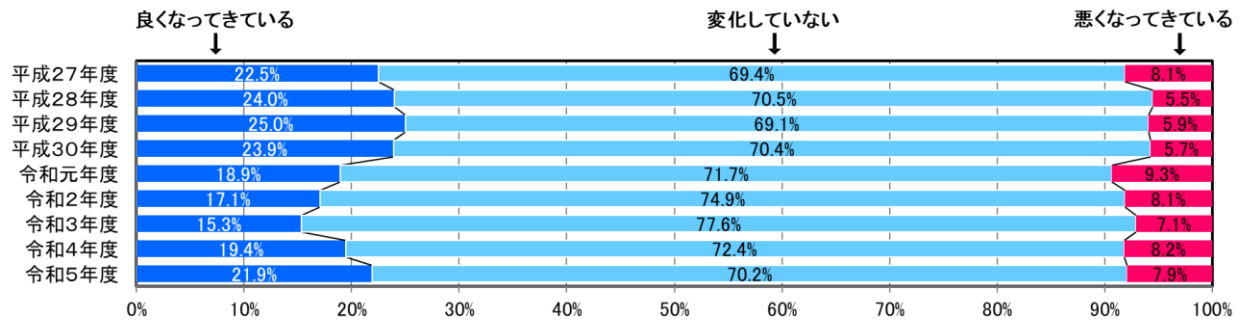


図 2. 最近の傾向(1年間)

②商標審査に関する個別項目に係る質の評価について

商標審査に関する個別項目について、5段階評価で集計しました。図3及び図4は、各個別項目の評価の度数分布又は割合を示したものです。

図5～図20は、個別項目についての評価の割合の経年変化を示したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票（付録）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

識別性の判断（3. ①－1）、類似性の判断（3. ①－2）、指定商品・役務の判断（3. ①－3）、主張の把握（3. ①－4）、基準・便覧との均質性（3. ②－1）、審判決との均質性（3. ②－2）、審査官間の判断の均質性（3. ②－3）、【拒絶理由】必要な説明（3. ③－1－1）、【拒絶理由】理解しやすい文言（3. ③－1－2）、【補正指示】必要な説明（3. ③－2－1）、【補正指示】理解しやすい文言（3. ③－2－2）、【補正指示】適切な応答（3. ③－2－3）、【拒絶査定】必要な説明（3. ③－3－1）、【拒絶査定】理解しやすい文言（3. ③－3－2）、【拒絶査定】適切な応答（3. ③－3－3）、電話、面接等における審査官とのコミュニケーション（3. ④）

「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」についての評価は、「普通」以上の評価の割合が98.3%（昨年度調査では93.6%）、上位評価割合が67.4%（同60.1%）であり、令和4年度実施庁目標（上位評価割合65%以上）を達成しました（図20）。

昨年度調査の結果に基づいて優先的に注力すべき項目とした「識別性の判断」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」、「審査官間の判断の均質性」についての評価は、「普通」以上の評価の割合がそれぞれ83.6%（同80.3%）、90.6%（同87.1%）、86.1%（同81.2%）、81.3%（同80.6%）、上位評価割合がそれぞれ44.6%（同38.5%）、44.1%（同37.4%）、40.1%（同31.9%）、36.5%（同30.6%）でした（図5、図9、図10、図11）。

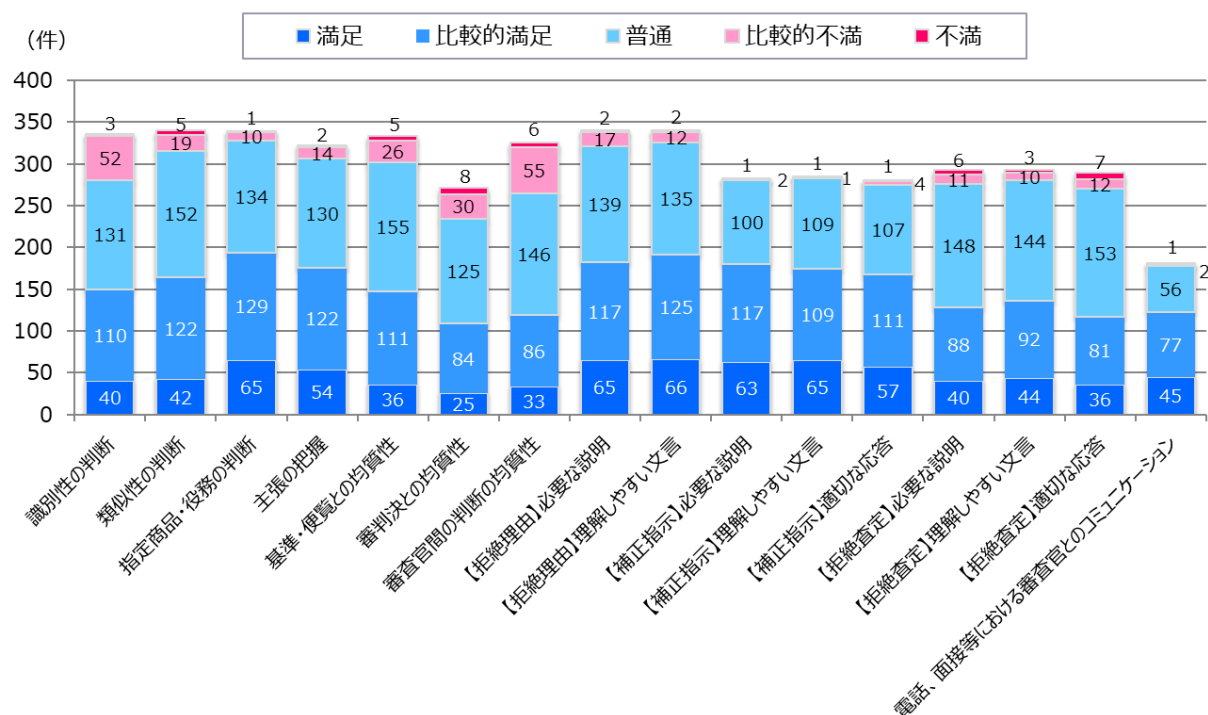


図 3. 個別項目への評価の度数分布

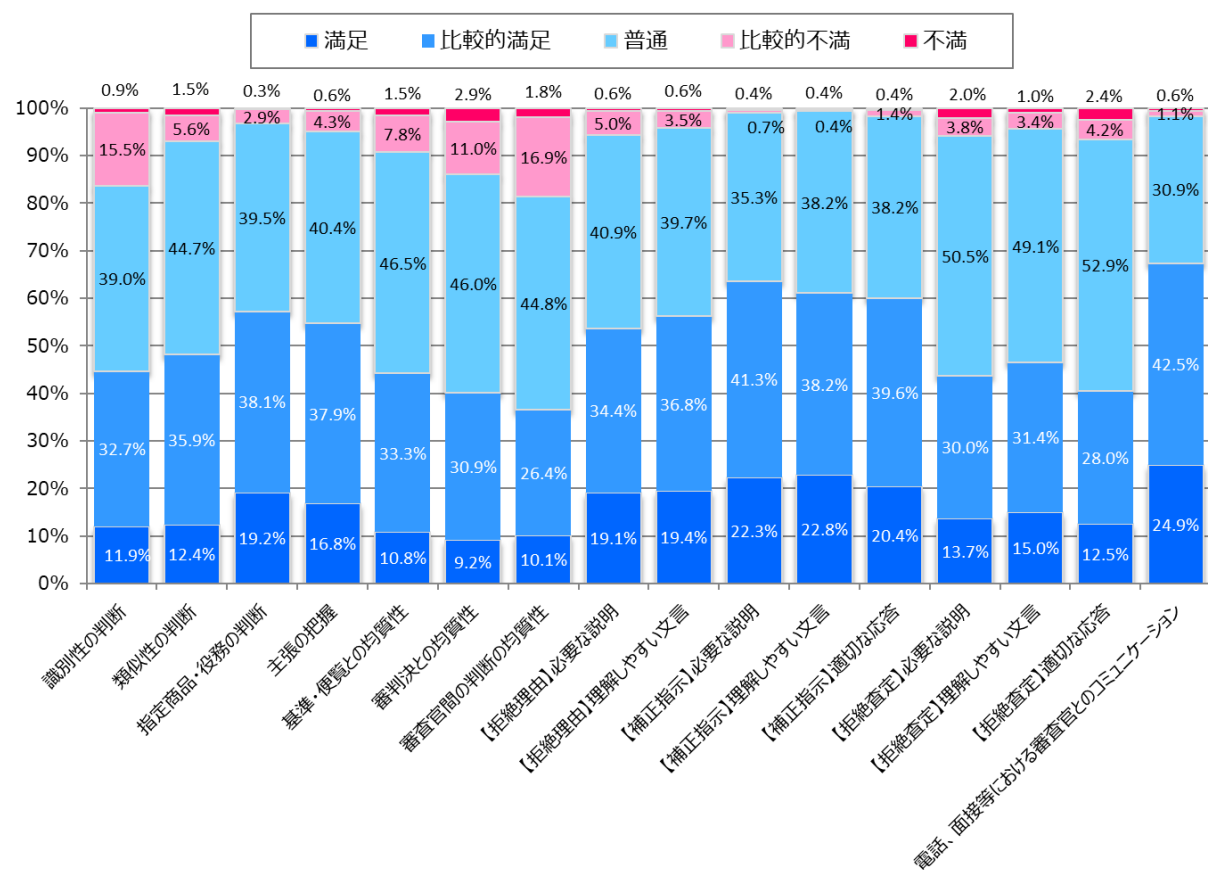


図 4. 個別項目の評価の割合

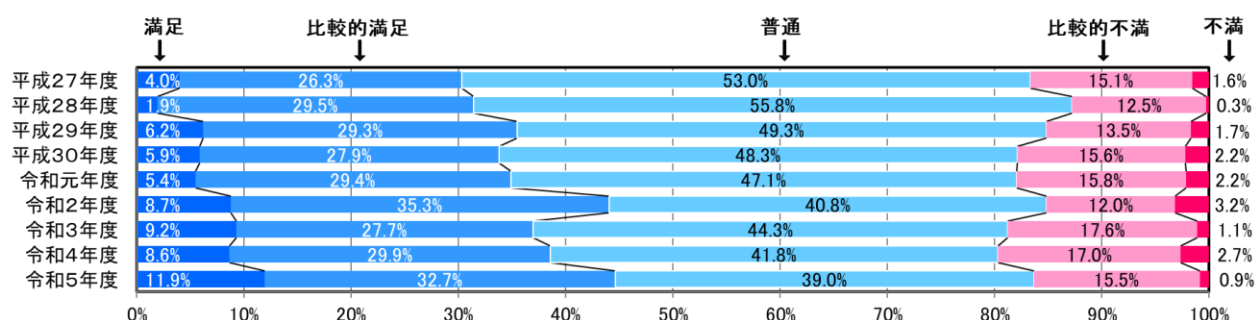


図 5. 識別性の判断

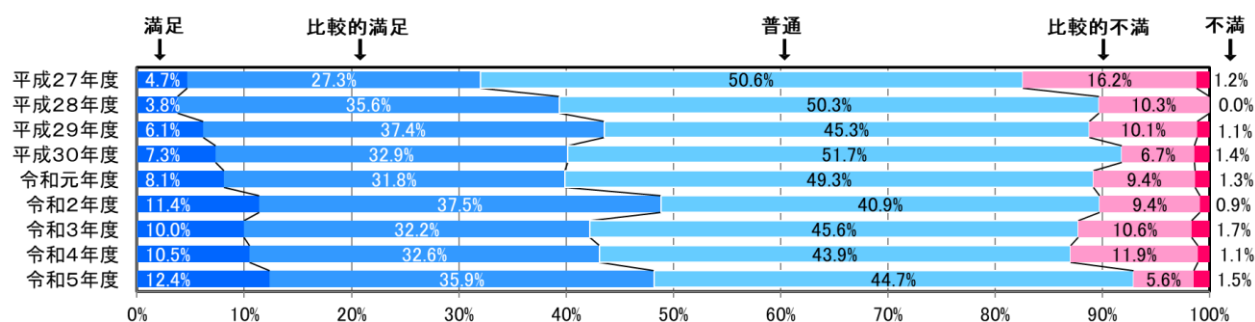


図 6. 類似性の判断

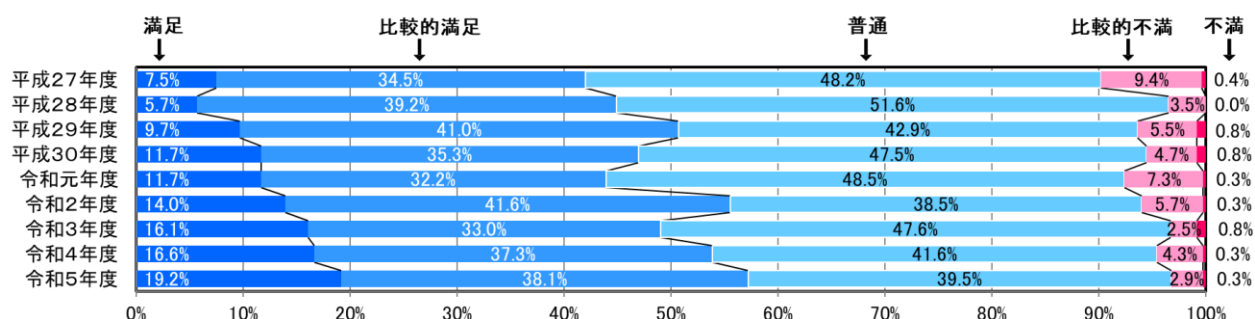


図 7. 指定商品・役務の判断

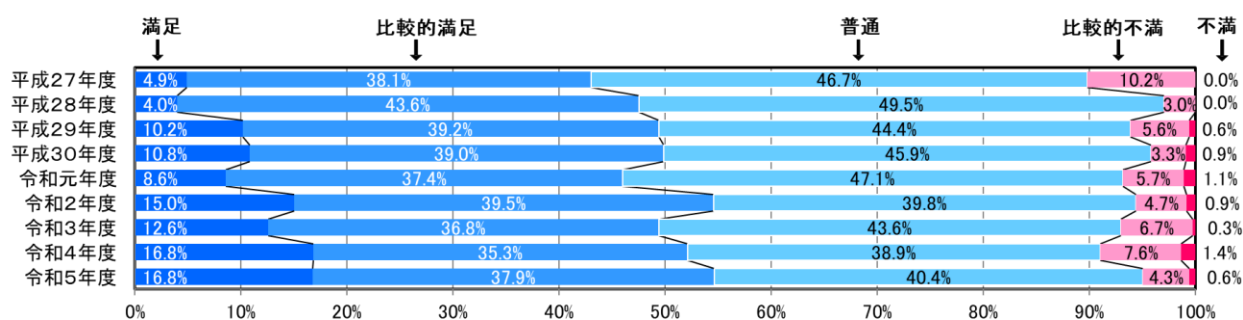


図 8. 主張の把握

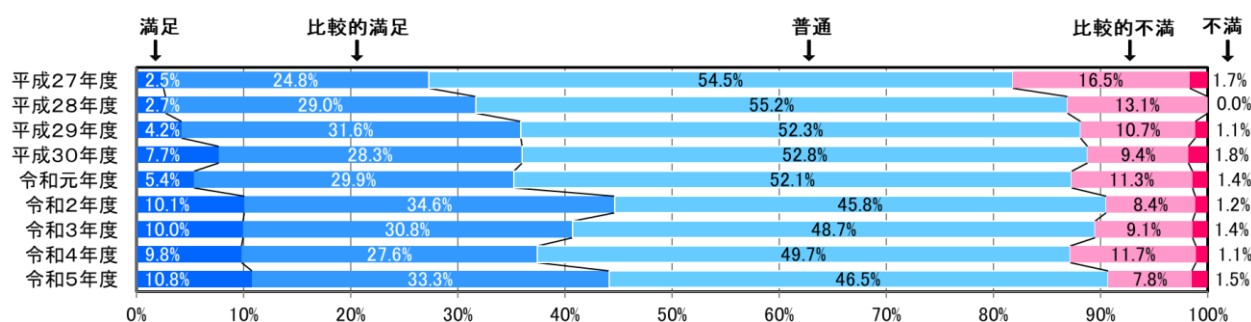


図 9. 基準・便覧との均質性

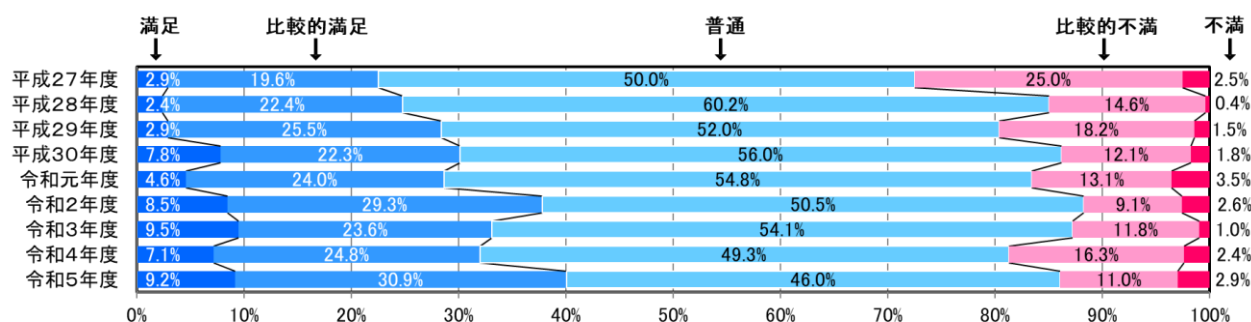


図 10. 審判決との均質性

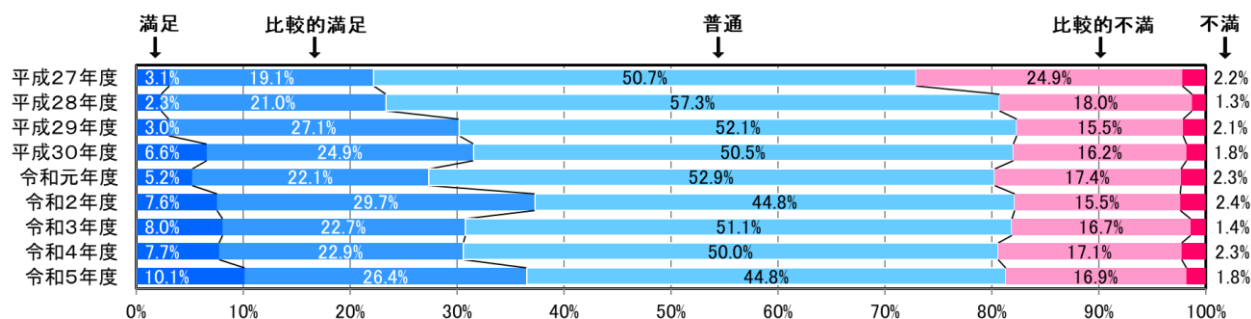


図 11. 審査官間の判断の均質性

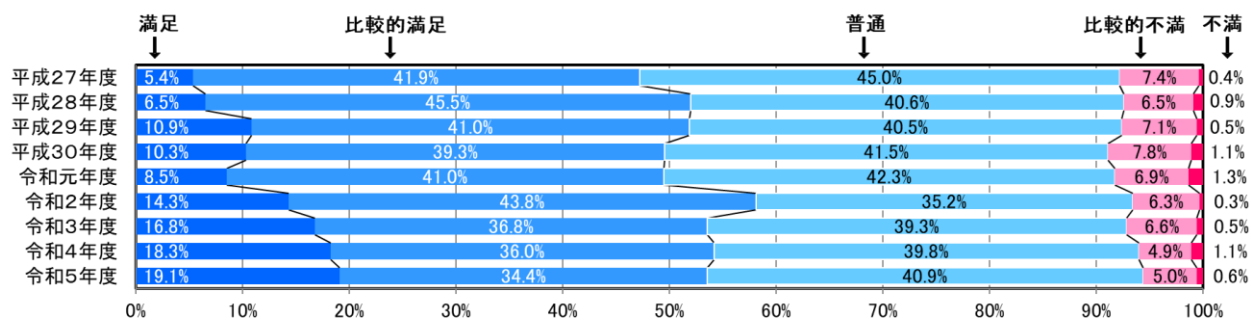


図 12. 【拒絶理由】必要な説明

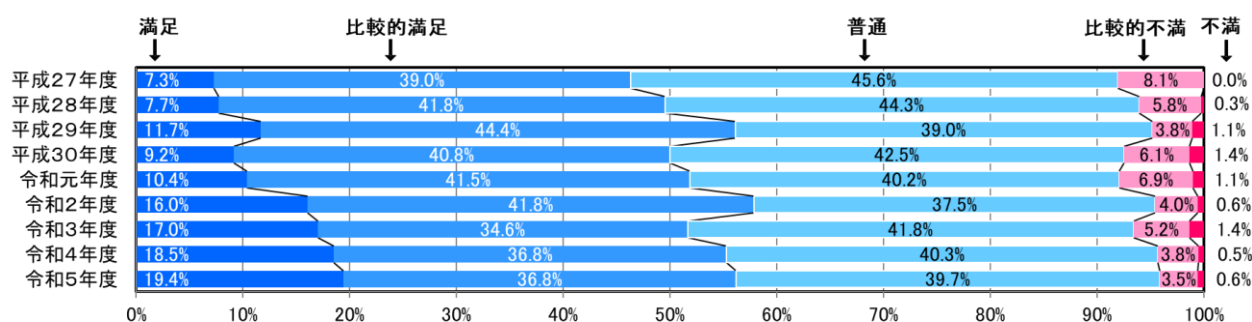


図 13. 【拒絶理由】理解しやすい文言

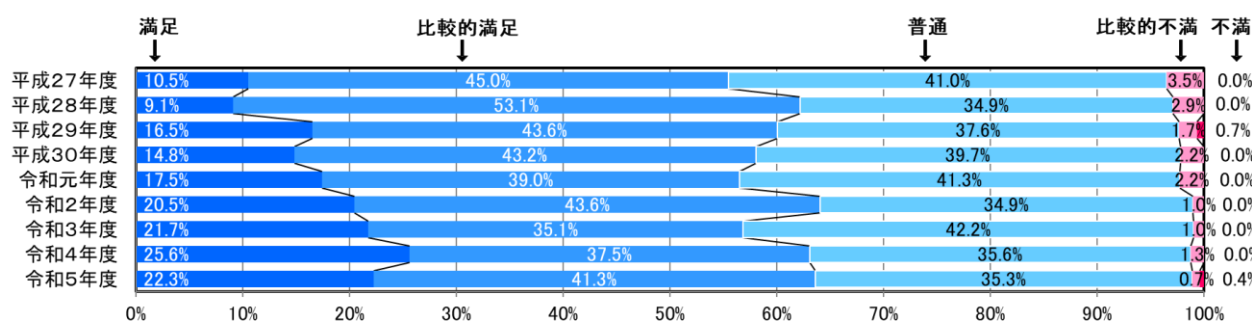


図 14. 【補正指示】必要な説明

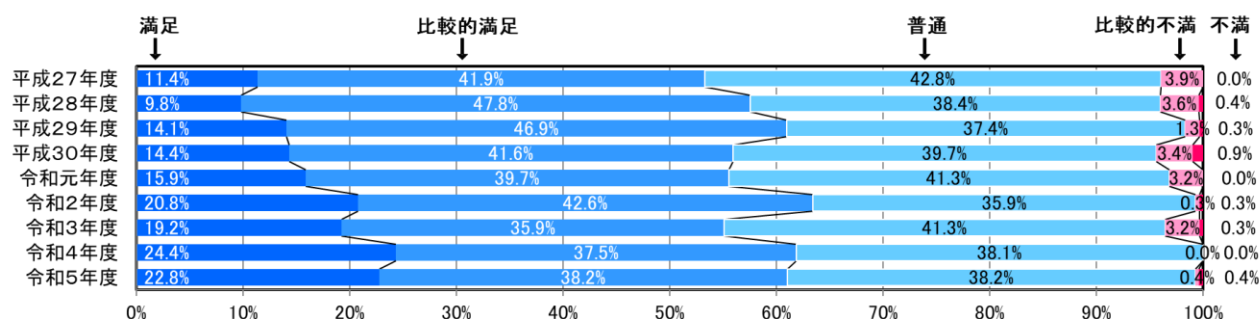


図 15. 【補正指示】理解しやすい文言

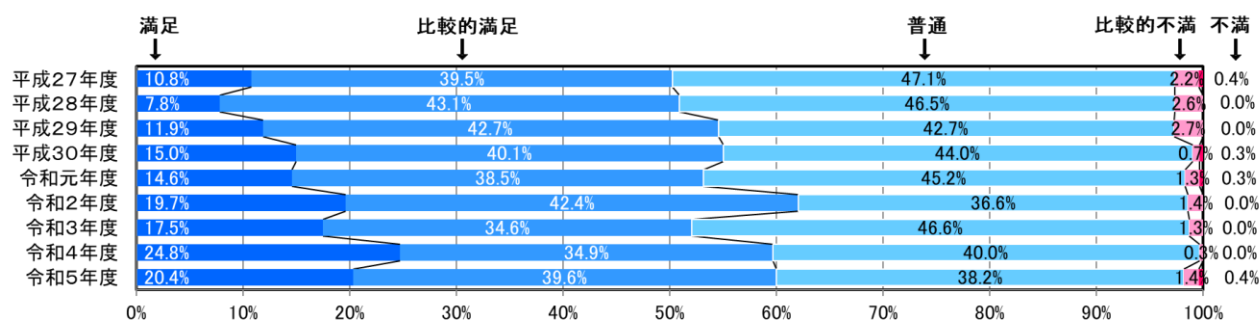


図 16. 【補正指示】適切な応答

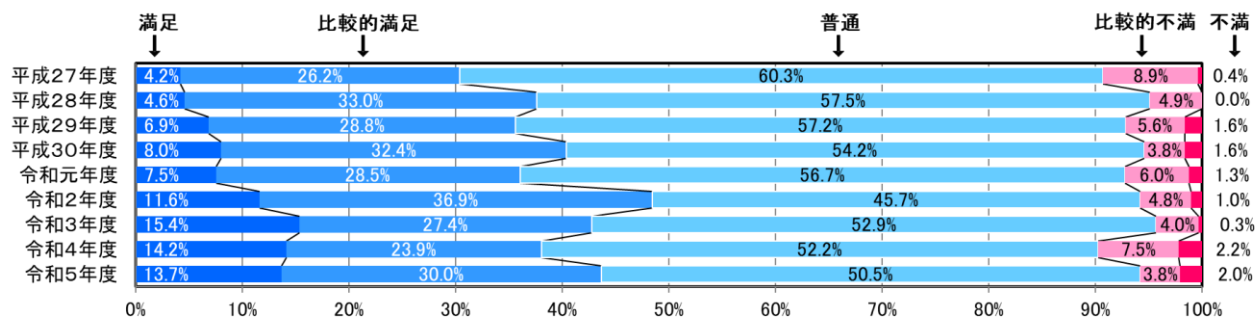


図 17. 【拒絶査定】必要な説明

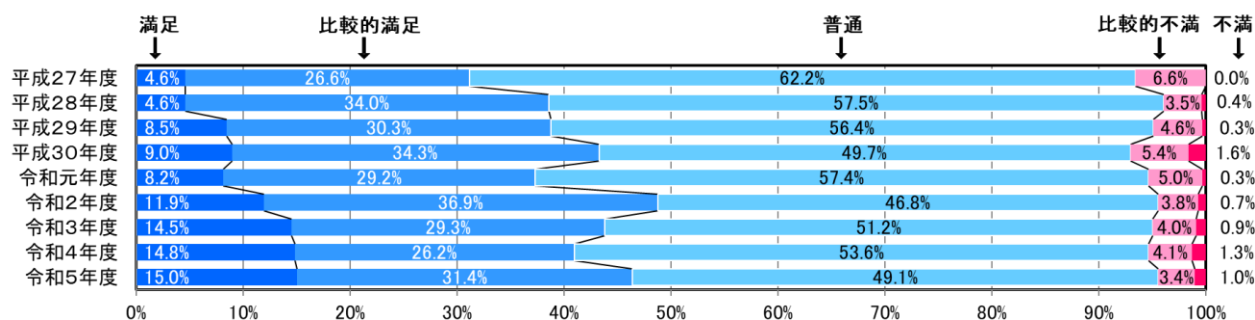


図 18. 【拒絶査定】理解しやすい文言

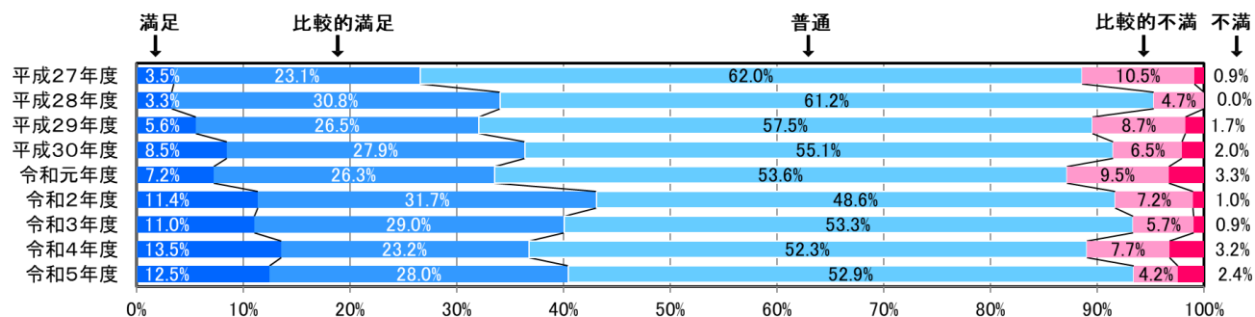


図 19. 【拒絶査定】適切な応答

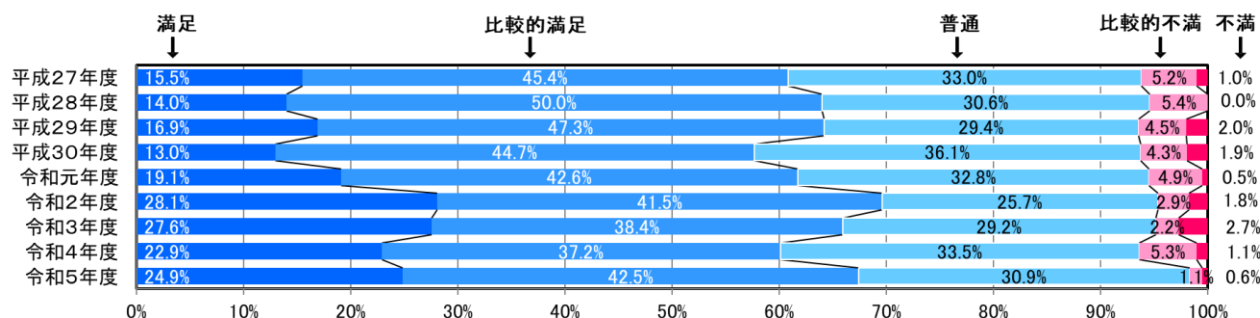


図 20. 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション

③商標審査の質に関するコメントについて

図 21 は、各自由記入欄におけるコメントの内容を分類して集計したものです²。

コメント数が最も多かったのは、「識別性の判断」であり、次いで「審査官間の判断の均質性」、「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」、「類似性の判断」の順に続く結果となりました。

「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」に関しては肯定的なコメントが多かった一方、「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」、「類似性の判断」に関しては否定的なコメントが多く、識別性の判断の厳しさ、審査官による判断のぶれがある等の指摘がみられました。

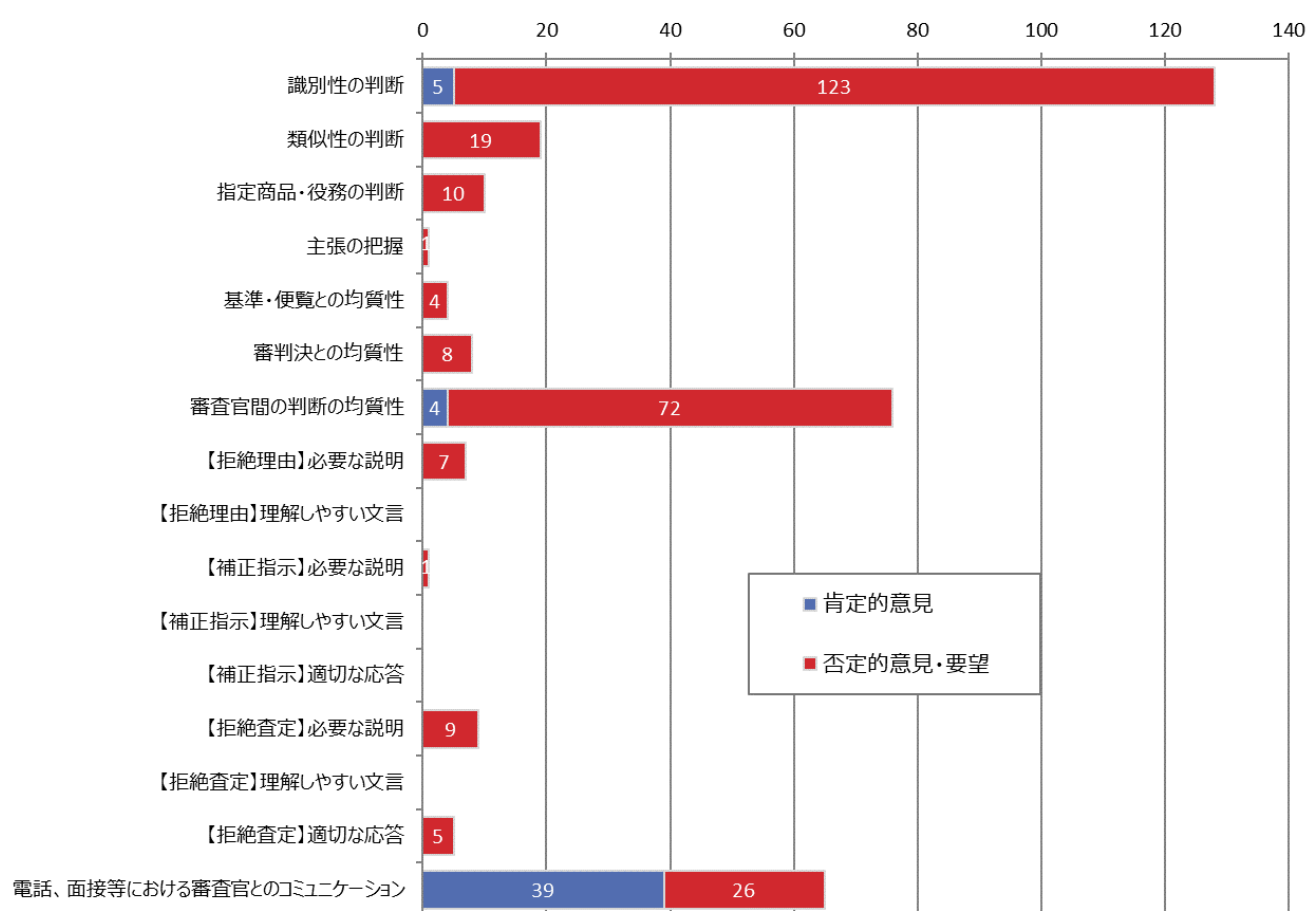


図 21. 各個別項目に関するコメント数

² 1つの回答に複数の項目に対する内容が含まれる場合は、各々、項目別に集計しました。

④「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」の不満内容について

図 22 及び図 23 は、「識別性の判断」と「審査官間の判断の均質性」に関する不満内容の割合を示しています。

識別性に対する不満の内容に関連する該当条文としては、「不満」又は「比較的不満」と回答したユーザーの半数が「第 3 条第 1 項第 3 号」を選択し、次いで多い「第 3 条第 1 項第 6 号」と合わせて 80%以上の割合を占める結果となりました。

審査官間の判断の均質性に関する不満内容としては、「第 3 条第 1 項第 1 号～第 6 号（識別性の判断）」を選択したユーザーが最も多く、次いで「第 4 条第 1 項第 1 1 号（類似性の判断）」、「第 6 条第 1 項又は第 2 項（指定商品・役務の判断）」の順に続く結果となりました。

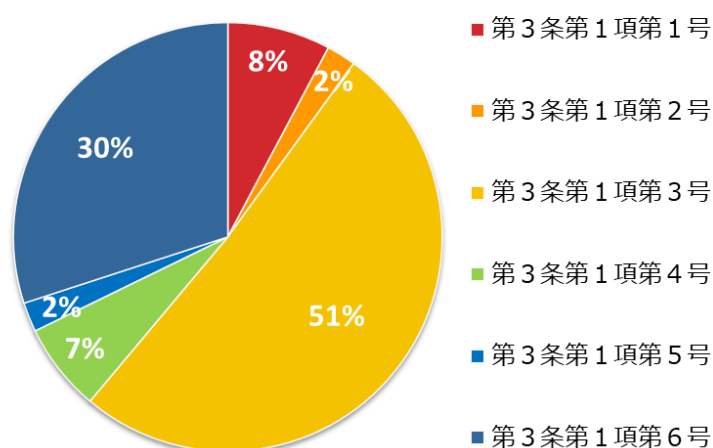


図 22. 識別性に対する不満の該当条文

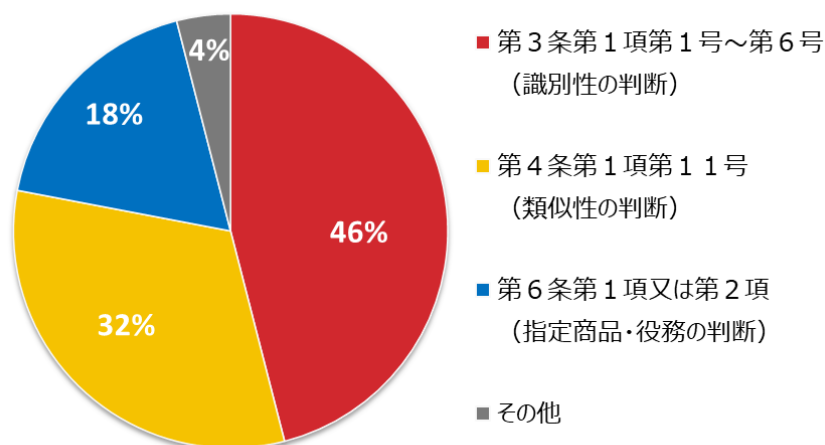


図 23. 審査官間の判断の均質性に関する不満内容

⑤今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目について

図 24 は、今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目の割合を示しています。

今後の商標審査の充実に向けて注力すべき項目については、「審査における判断の均質性」を選択したユーザーが最も多く、次いで「審査における判断・理解」、「拒絶理由通知等の記載内容」の順に続く結果となりました。

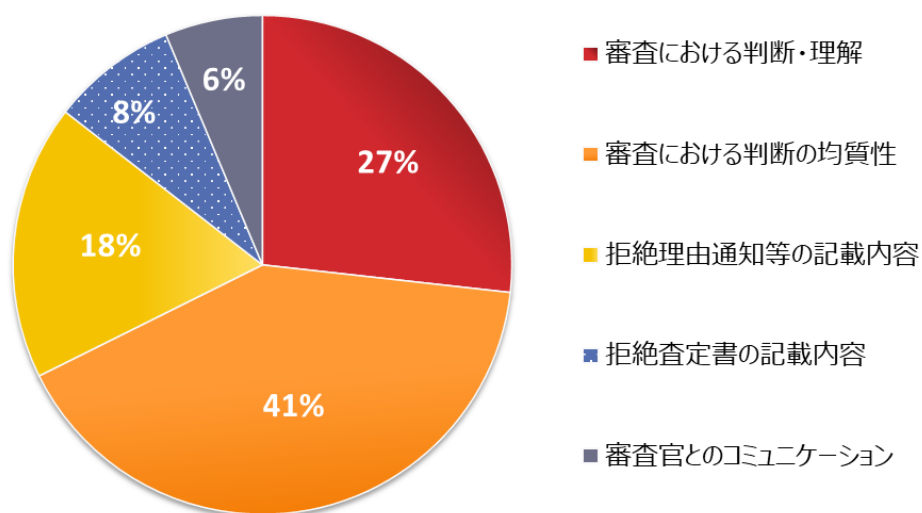


図 24. 審査の充実にむけて注力すべき項目

⑥商標五庁（TM5）との商標審査の質の比較について

表5は、商標審査の質に関し、各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についての回答（複数選択形式）を集計した結果を示したものです。

いずれの観点においても、JPO が最も支持される結果となりました。自由記入欄を見ると、日本の審査判断、説明については理解がしやすいとの意見が複数見られた一方で、USPTO の拒絶理由に該当する理由が詳細に記載されているとの意見も複数見られました。

表 5. 各観点からそれぞれ優れている(または望ましい)と感じる庁
(いずれかの庁で「審査をした経験がない／分からない」と回答した者を除く 160 者の集計)

観点	JPO	USPTO	EUIPO	CNIPA	KIPO
審査における判断・理解	53 (33.1%)	25 (15.6%)	14 (8.8%)	1 (0.6%)	16 (10.0%)
審査における判断の均質性	49 (30.6%)	12 (7.5%)	17 (10.6%)	3 (1.9%)	11 (6.9%)
拒絶理由通知書等の記載内容	54 (33.8%)	33 (20.6%)	6 (3.8%)	1 (0.6%)	11 (6.9%)
電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	32 (20.0%)	12 (7.5%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)	4 (2.5%)

表6及び図25～図28は、各項目におけるJPOとの比較について、各項目の評価の平均値（「厳しい／広い」を5、「やや厳しい／やや広い」を4、「同等」を3、「やや厳しくない／やや狭い」を2、「厳しくない／狭い」を1としています。）を示したものです。

表 6. 各項目における JPO との比較
(日本と判断の厳しさ／広さが同じ場合は 3.0、日本より判断が厳しい／広い場合は数値が高く、厳しくない／狭い場合は数値が低くなる)

項目	USPTO	EUIPO	CNIPA	KIPO
識別性の判断	3.48	3.42	4.05	3.35
類似性の判断	3.41	3.44	4.11	3.35
指定商品・役務の判断	4.02	3.02	4.26	3.35

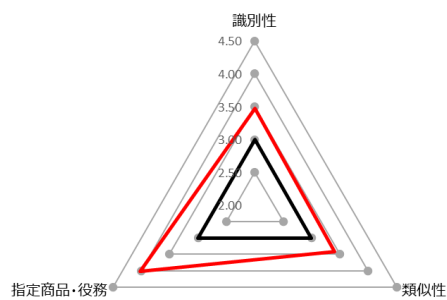


図 25. USPTO

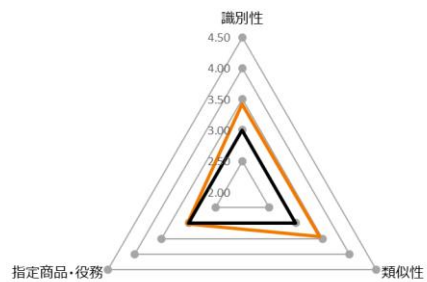


図 26. EUIPO

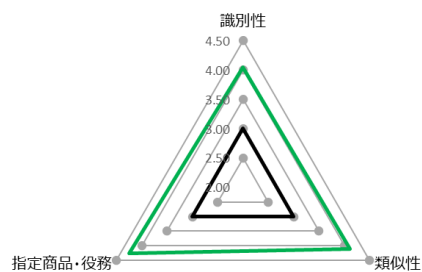


図 27. CNIPA

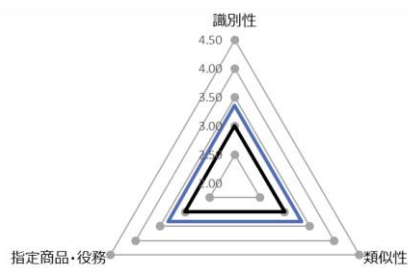


図 28. KIPO

3. 集計分析

(1) 分析手法

商標審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点に優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

(2) 分析結果

表 7 及び図 29 は、各個別項目の評価の平均値（「満足」を 5、「比較的満足」を 4、「普通」を 3、「比較的不満」を 2、「不満」を 1 としています。）と、各個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

そのうち評価の平均値が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目、すなわち、「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」といった点が、優先的に注力すべき項目であることが分かりました。

表 7. 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数³

評価項目	評価の 平均値	全体評価と の相関係数	全体評価と の相関係数 (昨年度)
識別性の判断 ⁴	3.39	0.73	0.64
類似性の判断	3.52	0.71	0.62
指定商品・役務の判断	3.73	0.63	0.54
主張の把握	3.66	0.58	0.55
基準・便覧との均質性 ⁴	3.44	0.74	0.62
審判決との均質性 ⁴	3.32	0.69	0.59
審査官間の判断の均質性 ⁴	3.26	0.71	0.62
【拒絶理由】必要な説明	3.66	0.58	0.54
【拒絶理由】理解しやすい文言	3.71	0.59	0.49
【補正指示】必要な説明	3.84	0.57	0.47
【補正指示】理解しやすい文言	3.83	0.54	0.45
【補正指示】適切な応答	3.78	0.57	0.48
【拒絶査定】必要な説明	3.49	0.54	0.52
【拒絶査定】理解しやすい文言	3.56	0.56	0.50
【拒絶査定】適切な応答 ⁵	3.44	0.55	0.50
電話、面接等における審査官との コミュニケーション	3.90	0.55	0.49

³ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁴ 優先的に注力すべき項目

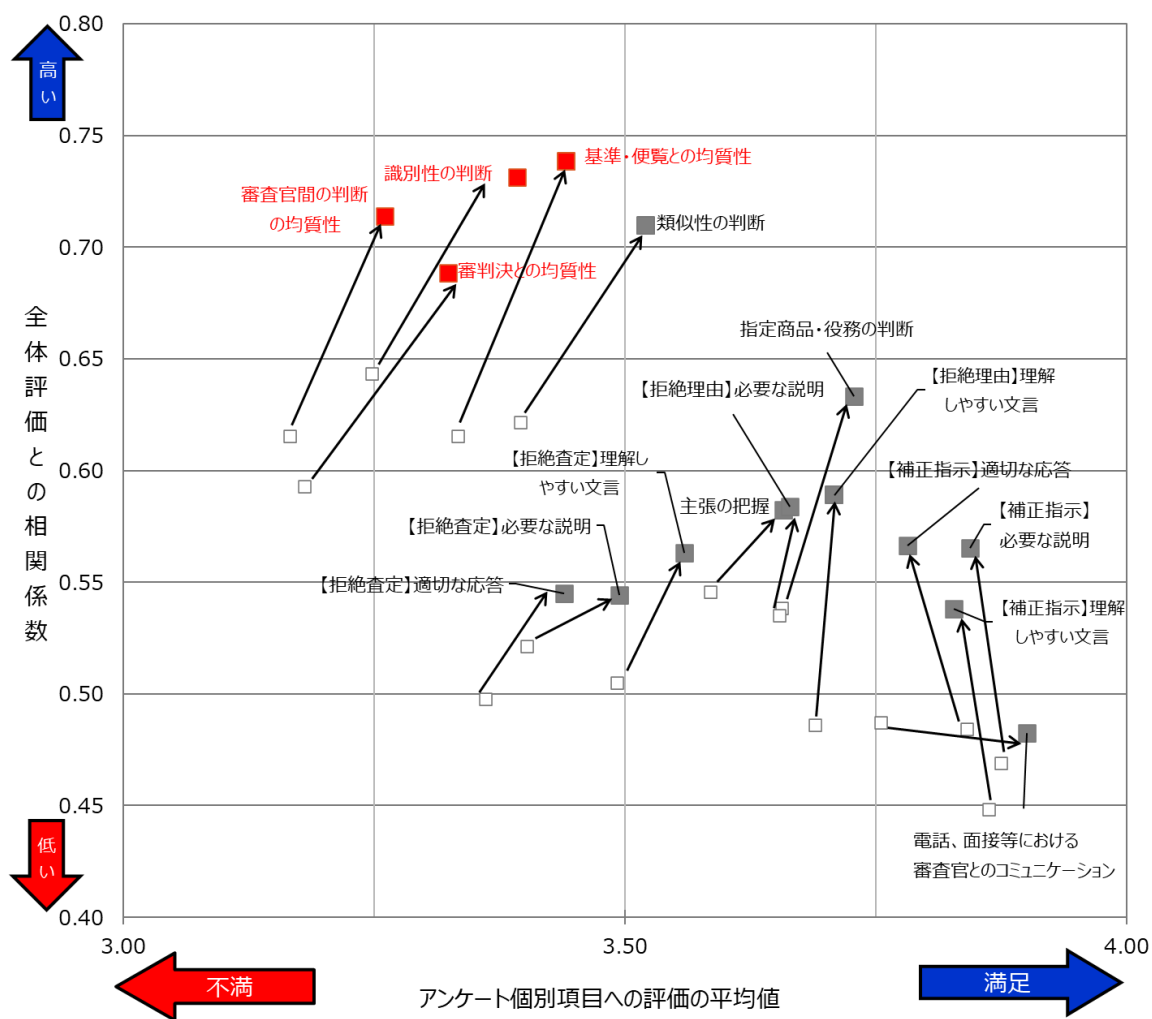


図 29. 個別項目の評価と全体評価との相関係数⁵

⁵ 白色のマーカーと矢印は、昨年度調査の結果からの変化を示しています。

4. 調査結果のまとめ

令和4年度における商標審査に関する全体としての質の評価（全体評価）は、「普通」以上の評価の割合が93.5%（昨年度調査では91.3%）、「満足」及び「比較的満足」の評価を合わせた上位評価割合が52.0%（同49.3%）で、個別項目についての評価も含め、昨年度調査の結果から、全体として満足度が増加したという結果になりました（図1～図20）。また、個別項目のうち、特に「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」については、「普通」以上の評価の割合が98.3%（同93.6%）、上位評価割合は67.4%（同60.1%）となり、評価の平均値が相対的に高く、かつ、肯定的なコメントが数多く寄せられました（表7、図20～図21）。

一方、個別項目のうち、「識別性の判断」及び「審査官間の判断の均質性」は、昨年度と比較してそれぞれの評価の平均値が上がっているものの、下位評価の割合が高く、自由記入欄における否定的なコメントも多いことに加え、全体評価との相関係数が高いことから、引き続き優先的に注力すべき項目として取り組んでまいります。また、「基準・便覧との均質性」及び「審判決との均質性」についても、評価の平均値が上がっているものの、下位評価の割合及び全体評価との相関係数が比較的高い項目であることから、優先項目に該当すると考えられます（表7、図29）。

商標五庁（TM5）との審査の質の比較に関する調査項目については、「審査における判断・理解」、「審査における判断の均質性」、「拒絶理由通知等の記載内容」、「電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」のいずれの項目においてもJPOが優れているという回答が最も多い結果となりました（表5）。引き続きユーザーの皆様からの信頼が得られるよう、海外の特許庁と情報交換を行うことを通じて、更なる審査の質向上に取り組んでまいります。

5. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、商標審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「商標審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、商標審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。すなわち、本調査（CHECK）により、商標審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ACT）し、これをその後の計画に的確に反映（PLAN）し、当該計画を実践（DO）していく必要があります。

また、自由記入欄に記入いただいた調査対象案件に関する御意見・御要望については、各内容を検討・分析し、改善が必要と思われる事項を把握するとともに、フィードバックの可否に応じた対応や具体的な審査の質の検証を行うことにより、商標審査の質の向上に努めます。

そして、ユーザーニーズの継続的な把握と商標審査の質の検証及び向上のため、来年度以降も同様の調査を行う予定です。調査にあたっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定方法を含め、調査票の内容等について、更なる改善に向けた検討を行ってまいります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様の参画による審査の質の評価を実施し、その結果に基づいて、商標審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進していくことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録) 調査票

【商標】商標審査全般の質について (1/2)						
下記【1】、【2】、【3】の問いに2022年度の商標審査（審判は含みません）のご経験についてお答えください。						
【1】商標審査の質一般について						
1. 2022年度の商標審査全般の質についてどのように感じていますか。【必須】						
☐ 満足 ☐ 比較的満足 ☐ 普通 ☐ 比較的不満 ☐ 不満						
2. 2022年度の商標審査全般の質についてどのような傾向にあると感じていますか。【必須】						
☐ 良くなってきている ☐ 変化していない ☐ 悪くなってきている ☐ 分からない／経験がない						
3. 商標審査に関する以下の個別項目の評価についてお答えください。						
① 審査における判断・理解について【必須】						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
1. 商標の識別性（商標法第3条第1項第1号～第6号）の判断(※)は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 商標の類似性の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 指定商品・指定役務に関する審査官の判断は、法令や審査基準に沿って行われていたと感じましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 意見書等における出願人・代理人等の主張の把握は適切でしたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
※商標は、自己と他人の商品又は役務とを区別するために用いられるものであるため、自己と他人の商品・役務を区別することができない商標は登録を受けることができません。「商標の識別性の判断」とは、商標が自己と他人の商品・役務を区別することができるか否かに関する判断を指します。						
上記①～1. で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容に関連する該当条文を下記から選択してください（複数可）。						
☐ 第3条第1項第1号 ☐ 第3条第1項第2号 ☐ 第3条第1項第3号 ☐ 第3条第1項第4号 ☐ 第3条第1項第5号 ☐ 第3条第1項第6号						
上記①～1. 商標の識別性（商標法第3条第1項第1号～第6号）の判断に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。						
② 審査における判断の均質性について【必須】						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
1. 商標審査基準・商標審査便覧等の特許庁で公開している情報と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 判決・審決の判断と、審査官の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 拒絶理由等について、審査官間の判断に均質性はありましたか。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
上記②～3. で「比較的不満」または「不満」をチェックした場合には、その不満の内容を下記から選択してください（複数可）。						
☐ 第3条第1項第1号～第6号（識別性の判断） ☐ 第4条第1項第1号（類似性の判断） ☐ 第6条第1項又は第2項（指定商品・役務の判断） ☐ その他（具体的な内容を下記、記載欄にご記入ください）						
上記②～3. 拒絶理由等についての審査官間の判断の均質性に関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。						

③ 通知内容について

③-1. 拒絶理由通知書の記載内容について【必須】

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
1. 必要な説明がされていましたか。	○	○	○	○	○	○
2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	○	○	○	○	○	○

③-2. 手続補正指示書の記載内容について【必須】

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
1. 必要な説明がされていましたか。	○	○	○	○	○	○
2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	○	○	○	○	○	○
3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に回答していましたか。	○	○	○	○	○	○

③-3. 拒絶査定に記載内容について【必須】

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
1. 必要な説明がされていましたか。	○	○	○	○	○	○
2. 理解しやすい文言で、簡潔・平明に記載されていましたか。	○	○	○	○	○	○
3. 出願人の主張・提出書類に対し、適切に回答していましたか。	○	○	○	○	○	○

④ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーションについて【必須】

※上記④は審査官との全般的なコミュニケーションについての設問としてお答えください。なお、個別の具体的な事例についてご意見がある場合は、4.よりお答えください。

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない／経験がない
全般的な満足度を教えてください。	○	○	○	○	○	○

上記④、電話、面接等における審査官とのコミュニケーションに関して、具体的なご意見の内容をご記入ください。

⑤ 上記①～④に関して、今後の商標審査の充実に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答えください。

☐ 審査における判断・理解について

☐ 審査における判断の均質性について

☐ 拒絶理由通知書等の記載内容について

☐ 拒絶査定に記載内容について

☐ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーションについて

⑥ コメント（上記①～④に関して、項目を特定した上で、具体的なご意見の内容をご自由にご記入ください。特に「比較的不満」または「不満」を選択された場合には、積極的にご意見の内容をご記入ください。）

項目	
ご意見	
項目	
ご意見	
項目	
ご意見	

4. 上記3. ①～④の個別項目について、特に満足・不満等の評価の背景となった具体的な事例等があればお答えください。

※事例等は、後日、通年で実施中の「[個別の審査の質についてのユーザー評価調査](#)」からお答えいただく形ででも差し支えありません。

回答する個別項目をプルダウンで選択ください。

※特に「④電話、面接等における審査官とのコミュニケーション」につきましては、細かな点でも構いませんので積極的にご回答いただけますと幸いです。

評価の背景となった具体的な事例（出願番号、登録番号）等をご記入ください。

※「②-1. 商標審査基準・商標審査使費等との均質性」、「②-2. 判決・審決の判断との均質性」、「②-3. 審査官間の判断の均質性」をご選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件をご記入ください。

※ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。希望されない場合は、フィードバック不可をチェックしてください。

<記入例>

① 商標2021-XXXXXX

② 商標登録第XXXXXXX号

具体的な事例等について、満足・不満等と評価された主なポイントをご記入ください。

※複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。

<記入例>

①：○○な点で、○○と感じた。

②：○○な点で、○○と感じた。

①と②において、○○な点で均質性がないと感じた。

②において、○○な点でコミュニケーションに不満を感じた。

ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。希望されない場合は、右の「事例についての担当審査官へのフィードバック不可」をチェックしてください。

☐ 事例についての担当審査官へのフィードバック不可

回答したい他の個別項目があれば、右の「入力欄の追加」にチェックして表示される入力欄にご記入ください。

☐ 入力欄の追加

【商標】商標審査全般の質について（2/2）

【2】商標五庁（TM5）との審査の質の比較

1. 商標五庁（TM5）との審査の質の比較に関する以下の各項目についてお答えください。

① 商標審査の質に関し、次の観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁があればチェックしてください。（複数庁を選択可）
※特に優れていると感じる庁がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。
※審査の質がよく分からない庁、他庁と比較できるほど審査を受けた経験がない庁については、「分からない／経験がない」をチェックしてください。
※JPO=日本国特許庁、USPTO=米国特許商標庁、EUIPO=欧州連合知的財産庁、CNIPA=中国国家知識産権局、KIPO=韓国特許庁

	JPO	USPTO	EUIPO	CNIPA	KIPO
0. 分からない／経験がない	☐	☐	☐	☐	☐
1. 審査における判断・理解	☐	☐	☐	☐	☐
2. 審査における判断の均質性	☐	☐	☐	☐	☐
3. 拒絶理由通知書等の記載内容	☐	☐	☐	☐	☐
4. 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐

上記①の各項目について、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。

② 日本国特許庁と比較して、商標の識別性の判断の印象をお聞かせください。【必須】

（日本国特許庁より）

	厳しい	やや厳しい	同等	やや厳しくない	厳しくない	分からない／経験がない
1. 米国特許商標庁（USPTO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 中国国家知識産権局（CNIPA）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 韓国特許庁（KIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐

③ 日本国特許庁と比較して、商標の類似性の判断（類否判断の幅）の印象をお聞かせください。【必須】

（日本国特許庁より）

	広い	やや広い	同等	やや狭い	狭い	分からない／経験がない
1. 米国特許商標庁（USPTO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 中国国家知識産権局（CNIPA）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 韓国特許庁（KIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐

④ 日本国特許庁と比較して、指定商品・指定役務の判断（採択の是非）の印象をお聞かせください。【必須】

（日本国特許庁より）

	厳しい	やや厳しい	同等	やや厳しくない	厳しくない	分からない／経験がない
1. 米国特許商標庁（USPTO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 欧州連合知的財産庁（EUIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 中国国家知識産権局（CNIPA）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 韓国特許庁（KIPO）	☐	☐	☐	☐	☐	☐

⑤ コメント（上記②～④に関して、項目を特定した上で、各庁に対しそのような印象を感じた理由について具体的な内容をご記入ください。）

項目	
ご意見	
項目	
ご意見	
項目	
ご意見	

【3】その他

その他、審査の手続や質に関してご意見がございましたら、ご記入ください。

24